平成２２年（フ）第４８３号
川崎市中原区上新城２丁目７番１―206号　セシーズイシイ７
債務者　斉藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４８９号
川崎市川崎区四谷上町13番８―306号　メゾン・ド・アミティエ
債務者　ヒメネズ　リリベス　バグネス（旧姓佐藤リリベス　バグネス）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
川崎市多摩区中野島６丁目10番15号　マックス201
債務者　片桐　菜生
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５０９号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地７―912
債務者　坂巻　明美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
川崎市宮前区宮前平１丁目４番地27　ロイヤルメイツ宮前平105
債務者　北澤　順子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５１９号
川崎市多摩区中野島５丁目２番13―103号、前住所川崎市宮前区犬蔵１丁目35番１―204号　山崎ビル
債務者　島田喜美子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
川崎市多摩区中野島５丁目２番13―103号、前住所川崎市宮前区犬蔵１丁目35番１―204号　山崎ビル
債務者　島田　理恵
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２４号
川崎市川崎区京町１丁目17番13号　ＫＯＲＣハイムⅠ303
債務者　﨑山　俊子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２６号
川崎市高津区久地４丁目25番３号　エスポワール205、前住所川崎市高津区久地４丁目24番30―204号　グリーンスクウェア
債務者　小峰　紀子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５２７号
川崎市高津区新作６丁目10番９号　鈴木アパート101、前住所神奈川県秦野市東田原446番地６
債務者　後藤　純也
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３４号
川崎市川崎区中島１丁目１番１号　ピアハウス501
債務者　大嶋　百合
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９６号
川崎市川崎区本町１丁目９番地８　本町パステルコート801
債務者　林　　正幸
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
愛知県碧南市棚尾本町１丁目１番地１
債務者　佐藤ユリこと　サトウ　ユリ　リベイロ
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月４日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
北海道根室市宝林町２丁目17番地１　グリーンヒル102号室
債務者　三浦　千秋
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部